常務理事	事務局長	部長	課長	係長	係員

健康保険

保険料調整(開始／停止解除)申出書

令和　　年　　月　　日提出

提出者記入欄				
	①事業所整理記号		②備考	
	事業所所在地	〒　　-		
	事業所名称			
	事業主氏名			
	電話番号	(　　)		

受付印

社会保険労務士記載欄
氏名等

重点確認項目の内容をすべて確認した上で、以下のとおり申出します。

1. 開始／停止解除(再開)の別

申出	③ 開始／停止解除(再開)の別		職員記入欄	④※ 開始年月		⑤※ 事業所区分	
		1　開始 2　停止解除(再開)			令和　　年　　月		

※「④」「⑤」は記入不要です。

2. 基準日(特定適用事業所または任意特定適用事業所に該当した日)

基準日	⑥ 対象事業所となった事由	⑦ 基準日(該当年月日)
	1　令和8年10月1日以降に任意特定適用事業所に該当	令和　　年　　月　　日
	2　令和9年10月1日以降の短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大により特定適用事業所に該当	ア　令和　9　年　10　月　1　日　(被保険者数36～50人) イ　令和　11　年　10　月　1　日　(被保険者数21～35人) ウ　令和　14　年　10　月　1　日　(被保険者数11～20人) エ　令和　17　年　10　月　1　日　(被保険者数10人以下)
	3　令和9年10月2日以降の上記イ～エ以外の年月日に、新規適用と同時に、または被保険者数の増加により特定適用事業所に該当	令和　　年　　月　　日

【重点確認項目】

- 調整終了月分の保険料まで、対象となる被保険者の保険料(保険料調整制度による負担軽減額分)について、事業主で必ずあらかじめ追加負担し、対象となる被保険者全員の保険料負担を軽減します。
- 事業主の追加負担の終了は任意でできないこと、希望した一部の対象被保険者のみ制度を利用することはできないことについて理解しました。
- 賞与に係る保険料や、介護保険料、子ども・子育て支援金は、本制度の対象外であることについて理解しました。
- 二以上事業所勤務被保険者、厚生年金保険高齢任意加入被保険者については、本制度の対象外であることについて理解しました。
- 被保険者資格取得届等の提出及び保険料の納付は、法令で定められた期限までに行います。
- 制度開始後、申出期限内(基準日から2年を経過した日が属する月の前月まで)に対象被保険者が0人となった場合は制度利用が自動停止されること、「停止解除(再開)」を希望する場合は申出期限内に申出が必要であることを理解しました。
- 対象被保険者について、被保険者資格を取得した月にその資格を喪失(同月得喪)した場合や、事実発生日から80日が経過したのちに申出又は届出を行ったことにより、保険料調整額に変更が生じる場合は、「保険料調整額変更事由該当届」の提出が必要となることを理解しました。

この申出書は、保険料調整制度の開始を申し出る場合に提出していただくものです。

保険料調整制度の開始を申し出た場合は、事業主が対象となる被保険者の社会保険料を一時的に一部負担することで、通算3年間、被保険者の保険料負担を軽減できます。
保険料調整制度の対象となる被保険者は、標準報酬月額が126,000円以下の短時間労働者です。

- 制度利用の申出期限は、事業所が制度の利用が可能となった日（基準日）から2年を経過した日が属する月の前月までです。
- 調整期間は通算3年間（36か月）です。
- 被保険者の保険料軽減割合は、標準報酬月額に応じて決まっています。
 また、制度利用3年目（25月目～36月目）は保険料軽減割合が1・2年目の半分となります。
- 事業所単位で適用が決まる制度であり、制度を利用する事業所に勤務する全ての対象被保険者に制度が適用されます。
 希望した一部の対象被保険者のみ、制度を利用することはできません。
- 事業主が一時的に追加負担した保険料は、還付（〇か月後の保険料から差し引き）されます。
 （例）7月分の保険料の納付時に、〇月分の追加負担額を還付（7月分の保険料額から差し引き）します。
- 保険料を納付期限までに納付せず、督促状の指定する期限までにも納付しなかった場合は、その月の追加負担額は還付されません。
- 産休期間中・育休期間中で、健康保険料・厚生年金保険料が免除されている被保険者は対象外です。
- 制度利用の申出期限より後に保険料調整額が0円となった場合（対象被保険者数が0人となった場合）は、自動停止されません。
- 一度保険料調整制度を利用した事業所は、再び保険料調整制度を利用することはできません。（停止解除（再開）の申出を除く。）

記入方法

提出者記入欄　：①に事業所整理記号を記入してください。
②は記入不要です。

③ 開始／停止解除（再開）の別：下図を参照し、該当する番号を〇で囲んでください。

1 開始	保険料調整制度の開始を申し出る場合
2 停止解除（再開）	申出期限内に保険料調整額が0円（対象被保険者が0人）であることにより自動停止されたため、保険料調整制度の停止解除（再開）を申し出る場合

⑥ 対象事業所となった事由
⑦ 該当年月日　：下図を参照し、⑥の該当する番号を〇で囲んでください。1または3の場合はその年月日を⑦に記入し、2の場合は該当日をア～エから選び〇で囲んでください。

1　令和8年10月1日以降に任意特定適用事業所に該当	1を〇で囲み、「特定適用事業所該当通知書（任意）」で通知された特定適用事業所該当年月日を⑦に記入してください。
2　令和9年10月1日の短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大により特定適用事業所に該当	2を〇で囲み、「特定適用事業所該当通知書」で通知された特定適用事業所該当年月日を⑦のア～エから選んで〇で囲んでください。
3　令和9年10月2日以降に上記ア～エ以外の年月日に、新規適用と同時に、または被保険者数の増加により特定適用事業所に該当	3を〇で囲み、「特定適用事業所該当通知書」で通知された特定適用事業所該当年月日を⑦に記入してください。

＜健康保険・厚生年金保険の適用拡大について＞

令和7年年金制度改正法により、以下のとおり短時間労働者に対する適用拡大が行われます。

- 令和9年10月1日　厚生年金保険の被保険者数が36～50人の事業所に対する適用拡大
- 令和11年10月1日　厚生年金保険の被保険者数が21～35人の事業所に対する適用拡大
- 令和14年10月1日　厚生年金保険の被保険者数が11～20人の事業所に対する適用拡大
- 令和17年10月1日　厚生年金保険の被保険者数が10人以下の事業所に対する適用拡大（企業規模要件の撤廃）